

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）	商工中金法
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）	商工中金法3府省令
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	金商法

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●休日関係		
▼銀行法施行令第 16 条の 7、施行規則第 15 条等		
1	<p>今回の改正では、手形・小切手を取り扱う当座預金業務を営んでいても休日の承認を得ることができることになるかと理解しています。手形や小切手を現金化するには様々な方法がありますが、支払地となっている金融機関営業所（代理店を含む）に直接持ち込む場合には、呈示期間ギリギリでも現金化（即時現金化）が可能であると思います。</p> <p>窓口が閉じていることで即時現金化が出来ない所持人が発生する可能性があることを考えれば、休日承認申請を審査する際には、その影響度や影響を回避するための措置の有無などが審査されるように思いますが、その点に関してどのようにお考えでしょうか。</p> <p>また、その審査内容はどのように具体化されるのでしょうか（法令や監督指針に記載されることになるのかどうか）。手形・小切手の所持人が有する呈示期間という（ある意味）権利との関係はどのように整理されるのでしょうか。</p>	<p>当座預金業務を営む営業所に係る休日承認の審査内容については、承認を申請する理由・事情が個々の営業所ごとに異なるため、一律の考え方を示すことは困難です。</p> <p>したがって、当座預金業務を営む営業所に係る休日承認の審査にあたっては、顧客への十分な周知、近隣営業所の設置状況など個別事情を踏まえ、顧客利便を著しく損なわないよう審査してまいります。</p>
▼商工中金法3府省令第 66 条		
2	<p>政府の支援を受けている商工組合中央金庫に休日を認めることに反対する。</p> <p>危機対応業務という国家施策を請け負っている以上、どんな時にでも迅速に対応できるよう年中無休で業務を行わせるべきである。</p>	<p>商工組合中央金庫の休日は、日曜日及び商工中金法施行令第十二条に定める日とされており、本改正はこれを変更するものではありません。</p> <p>なお、本改正に係る商工組合中央金庫の営業所の休日の承認にあたっては、当該申請に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないかという基準に適合するかの審査を行います。</p>
▼信用金庫法施行令第 13 条の 3、施行規則第 128 条等		
3	<p>金融機関が、休日の承認を受けた後に、当該休日を休日としない（しなくなった）場合（例えば、承認を受けて、毎週火曜・木曜を休業日としていたが、木曜を営業日に変更しようとする（した）とき）については、当局への届出等は不要であるとの理解でよいか。</p>	<p>休日承認を受けた日の一部又は全部を営業日とする変更（例えば、ある営業所において火曜日、木曜日を休日とする承認を受け、後日木曜日を営業日とする場合）については、基本的に届出は不要ですが、営業を行うに当たっては、顧客利便に資するよう適切な周知等を行っていただくことが望ましいと考えます。</p> <p>なお、承認後に休日とする日や曜日を追加する必要が生じた場合には、原則として、再度承認申請をして頂く必要があると考えられます。</p>
4	<p>信用金庫が特定信用金庫代理業者に該当する場合であって、本項及び改正信用金庫法施行規則第 160 条の 2 第 1 項の規定に基づ</p>	<p>信用金庫として休日を申請する場合の必要事項及び添付書類と、特定信用金庫代理業者として休日を申請する場合の必要事項及び添付書類の両</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>き、休日の承認を同時に受けようとするときに提出する承認申請書及びそれに添付すべき書面は、例えば、「〇〇支店の休日を設定いたしたく、信用金庫施行令第12条第2項第2号及び第13条の3第2項第2号の規定に基づき、承認を申請致します」と、それぞれの規定に基づき申請することを明記したうえで必要事項を記載すれば、一の承認申請書と添付書面をもって提出することができる(規定毎に別々の書面の提出を要さない)との理解でよいか。</p>	<p>方を提出しているのであれば、ご意見のとおりと考えられます。</p>
5	<p>信用金庫法施行令第12条第2項第2号の規定による休日を実施している限り(実施期間を設定する場合は、当該実施期間中)は、信用金庫法施行規則第128条第3項第1号から第3号に掲げる事項に係る店頭掲示を行い続ける必要があるとの理解でよいか。</p>	<p>ご意見のとおりと考えられます。</p>
6	<p>休日の実施期間を設定しない場合、例えば、本号に基づく店頭掲示の記載方法として、顧客にとって分かりやすいと考えられるものであれば、その記載方法は各金融機関の任意であるとの理解でよいか。</p> <p>また、当該店頭掲示において、顧客利便性向上の観点から、信用金庫法施行令第12条第2項第2号の規定による休日及び当該休日以外の休日に係る事項を併記すること(例えば、「当支店の休日は、土曜・日曜・祝日・年末年始(12月31日～1月3日)のほか、毎週〇曜日である」旨—など)でも差し支えないとの理解でよいか。</p>	<p>ご意見のとおりと考えられますが、店頭掲示にあたっては顧客の利便性を確保する必要があると考えます。</p>
7	<p>信用金庫法施行規則第128条第3項第3号の「最寄りの事務所」とは、物理的な距離のみならず、顧客利便性確保の観点から最適と考えられる他の事務所、例えば、公共交通機関を利用すると移動時間が最も短い他の事務所(顧客利便性がより高い事務所)を含むとの理解でよいか。</p>	<p>顧客利便性確保の観点から最適と考えられる事務所であれば問題ないと考えられます。</p>
8	<p>顧客利便性の確保の観点から、「最寄りの事務所」のほか、事務所以外の設備等(近隣に所在する無人のATM、移動店舗車、インターネット支店—など)に関する事項を併記しても差し支えないとの理解でよいか。</p>	
9	<p>特定信用金庫代理業者であっても、特定信用金庫代理行為を行わない営業所等については、信用金庫法施行令第13条の3第1項に定める休日以外の休日を、当該代理業者が任意に定めることができるとの理解でよいか。</p>	<p>ご意見のとおりと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●書面交付義務の緩和について		
▼銀行法施行規則第 14 条の 11 の 25、第 34 条の 53 の 16		
10	<p>改正銀行法施行規則案では、「一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が…書面を交付している場合」および「当該銀行代理業者の所属銀行が、…書面を交付している場合」を契約締結前交付書面の交付を要しない場合に追加している。</p> <p>ここでは「書面を交付している場合」とあるが、所属銀行と銀行代理業者が書面を交付する順序は問わないという理解でよいか。</p> <p>例えば、銀行代理業者が一次提案を行い、その後所属銀行が正式な提案および申込受付を行うフローの場合、所属銀行が契約締結前交付書面を交付することとしていけば、銀行代理業者は契約締結前交付書面の交付は不要か。</p>	<p>本改正は、銀行代理業者が特定預金等契約を締結しようとするときに、所属銀行又は銀行代理業者のいずれか一方が契約締結前交付書面の交付義務を履行していればよいとするものです。</p> <p>お尋ねにある例については、銀行代理業者による「一次提案」における特定預金等契約への関与の程度が定かではありませんが、いずれにしても、所属銀行が特定預金等契約を締結しようとするときに契約締結前交付書面を交付するのであれば、銀行代理業者が交付する必要はないと考えます。</p>
▼商工中金法3府省令(銀行法施行規則第 14 条の 11 の 29)		
11	<p>商工組合中央金庫法においては、代理組合等について金商法を準用する規定がなく、商工中金法3府省令第 61 条第2項及び第 62 条第2項において、「代理組合等が当該交付を行ったときは」とのみ規定されており、代理組合等に対して契約締結前交付書面等の交付が義務付けられているか明示されておりません。</p> <p>パブリックコメントが出されている改正銀行法施行規則第 14 条の 11 の 29において、契約締結前交付書面等の交付義務が、銀行代理業者か所属銀行のいずれかが交付すれば足りることとされています。</p> <p>金商法においては、顧客保護の観点から契約締結前交付書面等の交付を義務付けているところ、商工中金法及び商工中金法3府省令においては代理組合等に対して金商法を準用する規定がないことから、代理組合等には契約締結前交付書面等の交付義務がないという解釈に基づき、商工中金法3府省令については、今回の改正銀行法施行規則と同様の規定を設ける必要はないことになっているのかご教示いただきたいと存じます。</p>	<p>ご理解のとおり、商工中金法3府省令において、代理組合等には、金商法第 37 条第3項及び第4項に基づく書面交付義務を適用する規定はありませんが、いずれにせよ、顧客保護の観点から顧客への十分な情報提供が必要であると考えます。</p>
●ディスクロージャー誌の縦覧手続き簡素化		
▼銀行法施行規則第 34 条の 60		
12	<p>「ウェブサイトのアドレス」について、例えばウェブサイト内に(過年度分含め)説明書類等へのリンクを掲載しているウェブページ(以下</p>	<p>お尋ねのケースを否定するものではありませんが、顧客利便性を踏まえると、最新の説明書類等</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>「説明書類等ページ」という。)を設けている場合に、以下の理解でよいか。</p> <p>①「ウェブサイトのアドレス」は、最新の説明書類等のアドレスを意味しているのではない。</p> <p>②「ウェブサイトのアドレス」は、説明書類等ページのアドレスも認められる。</p>	<p>ページのアドレスを提示することが望ましいと考えられます。</p>
●ディスクロージャー誌の縦覧開始届出廃止		
▼保険業法施行規則第 59 条		
13	<p>保険業法施行規則第 59 条の4第1項では、保険会社のディスクロージャー誌の縦覧開始時期について「事業年度経過後四月以内にその縦覧を開始」しなければならないとされているところ、今回の改正によりディスクロージャー誌の縦覧を開始した場合に行う届出の義務が廃止された後、届出が不要となるのは施行日以降新たに縦覧を開始したディスクロージャー誌からと理解してよいか。</p> <p>具体的には、仮に今回の改正規則の施行日が平成 30 年8月あるいは9月と成った場合、上述の届出が不要となるのは、平成 30 事業年度分のディスクロージャー誌(平成 31 年4月から同年7月末までに縦覧を開始するもの)からと理解してよいか。</p>	<p>ご意見のとおりと考えられます。</p>
●預金以外の金融商品を扱う窓口に係る規制の緩和		
▼協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 42 条		
14	<p>預金以外の金融商品を扱う特定の窓口設置義務と窓口ごとの誤認防止表示を「顧客の目のつきやすい場所に適切に掲示しなければならない」と改正するが、提示を義務付けられている上記項目を従前の窓口備え置き「メッセージボード」に代えて営業店窓口設置の「電光掲示ボード」(当該誤認防止表示が常時表示されているものではなく、預貸情報等と切り替わり表示されるもの)に掲載することも可能か。</p>	<p>預金以外の金融商品を扱う特定の窓口設置義務と窓口ごとの誤認防止表示義務については、顧客が容易に認識できるなど実効性が確保されることが重要であると考えます。</p>
●信用金庫等による地区内への転入予定者への貸付		
▼中小企業協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第1条		
15	<p>「自己の居住用」には、店舗等併用住宅も含まれると解してよいか。</p> <p>また、資金用途は住宅資金に限られるのか。</p>	<p>「自己の居住用」には、店舗等併用住宅も含まれると解されます。</p> <p>その際の資金用途については、地区外から転居することが確実な者であれば、組合員に準ずる者として、店舗運営にかかる事業資金も融資することが可能です。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
16	住宅建設のための宅地を先行して購入する売買契約を締結し、その後工事請負契約を締結する場合においても、宅地購入の売買契約を締結した時点で、「当該地区内に転居することが確実と見込まれる者」と解してよいか。	<p>本改正は、その信用金庫の地区内において自己の居住の用に供する宅地の売買契約又は建物の建設工事を行う場合には、当該信用金庫の地区内に転入することが確実と見込まれるとの判断から、会員資格を有する者として扱っても問題ないとして会員資格の範囲を広げたものです。</p> <p>したがって、自己の居住の用に供するための住宅となるかなど、要件に合致しているか融資審査の際に適切な審査が求められると考えられます。</p>
▼信用金庫法施行規則第1条		
17	「店舗併用住宅(同一宅地内に、事業所(店舗等)と自己の居住の用に供する住宅が併存する住宅)」についても、「自己の居住の用に供する住宅」に該当するとの理解でよいか。	ご意見のとおりと考えられます。
18	自己の居住部分がなく、他者への賃貸のみを目的とした、あるいは、投資のみを目的としたマンション・アパート等は、「自己の居住の用に供する住宅」には該当しないとの理解でよいか。	ご意見のとおりと考えられます。
19	賃貸目的を含むマンション・アパート等であっても、少なくともその1室が自己の居住の用に供するものであれば、当該マンション・アパート等の売買契約や建設工事の請負契約は、「自己の居住の用に供する住宅」に関する売買契約又は建設工事の請負契約に該当するとの理解でよいか。	<p>賃貸目的を含むマンション・アパート等であっても、少なくともその1室が自己の居住の用に供する「住宅」と解されます。</p> <p>一方、本改正は、その信用金庫の地区内において自己の居住の用に供する宅地の売買契約又は建物の建設工事を行う場合には、当該信用金庫の地区内に転入することが確実と見込まれるとの判断から、会員資格を有する者として扱っても問題ないとして会員資格の範囲を広げたものです。</p> <p>したがって、ご指摘のような賃貸目的を含むケースの場合に、当該建物の一室が自己の居住の用に供するものであるか融資の際に適切な審査が求められると考えられます。</p>
20	<p>「その信用金庫の地区内において」との文言は、「自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅」にかかるとの理解でよいか。</p> <p>また、仮に上記の理解でよい場合、「当該宅地」・「当該住宅」との文言は、「その信用金庫の地区内において自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅」における「宅地」・「住宅」を指すとの理解でよいか。</p>	ご意見のとおりと考えられます。
21	地区内において自己の居住の用に供する「宅地の売買契約」は締結しているが、「住宅の建設に関する工事の請負契約」は未締結の場合も、本号に規定する会員たる資格を有するとの理解でよいか。	自己の居住の用に供するための住宅となるかなど、要件に合致しているか融資の際に適切な審査が求められると考えられます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
22	宅地の借地権の取得に係る契約(借地権の売買(譲渡)契約、借地契約(地上権設定契約又は土地賃貸借契約))は、「宅地の売買契約」には該当しないとの理解で良いか。	ご意見のとおりと考えられます。
23	当該金庫の会員たる資格を有さない者が、当該金庫の地区内にある住宅を相続し、当該住宅をリノベーションした後に当該住宅に転居することが確実な場合において、その者が転居する前に当該住宅のリノベーション工事に関する請負契約を締結したときは、本号に規定する会員たる資格を有する者として取り扱うことができるとの理解で良いか。	ご意見のとおりと考えられます。
24	「住宅の建替え」を行ったうえで当該住宅に転居する場合における、解体業者等との「旧住宅の解体工事の請負契約」は、本号に規定する請負契約に該当しないとの理解で良いか(「旧住宅の解体工事の請負契約」の締結のみでは、本号に規定する会員資格を有さないとの理解で良いか)。	ご意見のとおりと考えられます。
25	転居することが確実であると判断し会員となった者が、不測の事態が発生したことにより、資金供与の前に住宅等の売買契約等が解除されるなど、「地区内へ転居すること」の蓋然性が担保できなくなったものと認められる場合には、「会員たる資格の喪失」(信用金庫法施行規則第17条第1項第1号)に該当し、法定脱退となるとの理解で良いか。	ご意見のとおりと考えられます。
26	契約の成立の事実を証する書面等によって、本号に掲げる「売買契約の締結」又は「工事の請負契約の締結」の事実を確認することができれば、地区内に転居することが確実と見込まれる者として取り扱ってよいか(地区内への転居の蓋然性を担保するために、上記の他に信用金庫として考慮・確認すべき事項はあるか)。	<p>本改正は、その信用金庫の地区内において自己の居住の用に供する宅地又は建物の建設工事を行う場合には、当該信用金庫の地区内に転入することが確実と見込まれるとの判断から、会員資格を有する者として扱っても問題ないとして会員資格の範囲を広げたものです。</p> <p>したがって、会員資格を有するか否かについては、「売買契約の締結」といった事実の確認に加え、当該宅地又は建物が自己の居住の用に供するものであるか、融資審査の際に適切に審査する必要があると考えられます。</p>
●信託契約代理業に関する規制緩和		
▼信託業法施行規則第70条		

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
27	<p>信託業法施行規則第 70 条第 2 号の改正案につきましては、貴庁「金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直しについて」(平成30年5月9日)中の「8. 信託契約代理業に関する規制緩和について」を受けたものと思料します。</p> <p>すなわち、本改正案は、現状では「信託契約代理業に登録しようとする法人又は役員を変更しようとする法人は、登録申請書又は役員の変更届出書に役員の履歴書を添付しなければならない」のを、「他の法令に基づき当局が既に履歴書の提出を受けている場合、当局として必要な確認ができることから、重複した履歴書の提出は不要とする」ものと理解しております。</p> <p>この点、第 70 条第 2 号は登録申請書の添付書類に係る規定ですが、ご高承のように、変更届出に係る手続規定は同規則第 74 条、役員変更に係る添付書類は別表 10 の下欄(「履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)」)となります。</p> <p>そのため、今回改正では、第 70 条第 2 号に加え、第 74 条及び別表 10 も併せて改正となることを確認させていただければ幸いです。</p> <p>※改正案中に第 74 条及び別表 10 が明記されていないことから、念のための意見提出となります。</p>	<p>ご意見を踏まえ、信託業法施行規則第 74 条及び別表第 10 を改正し、役員の変更届出書の添付書類についても重複した履歴書の提出は不要とするよう修正します。</p>
●監督指針関係		
▼中小・地域金融機関等向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-2		
28	<p>「複数の銀行が、同一建物、同一フロアに共同の営業所を設置して運営する場合」とあるが、今回明確化された共同店舗の運営に関する留意点は、銀行が自らの子会社・兄弟会社である証券会社やリース会社等と共同店舗を設置する場合も含まれると理解してよいか。</p>	<p>本改正では、複数の銀行が共同で営業所を設置する場合における留意点を示していますが、お尋ねにあるように、銀行が銀行以外のグループ会社と共同店舗を設置することも想定されるところで</p> <p>す。</p> <p>なお、グループ会社と共同店舗を設置するにあたっては、グループ会社の事業内容に応じて、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点に加えて、他業禁止の趣旨等についても留意が必要であると考えられます。</p>
29	<p>監督指針「Ⅱ-3-2-2-2」において、「銀行が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに建造する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか」とある。</p> <p>例えば、銀行がコンビニ等の他業界の事業者と共同で店舗を設置する場合、「顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点」から各行が適切と考える措置を講じていけばよいと理解してよいか。</p>	<p>本改正では、複数の銀行が共同で営業所を設置する場合における留意点を示していますが、お尋ねにあるように、銀行が銀行以外の事業者と共同で店舗を設置することも想定されるところで</p> <p>す。</p> <p>なお、銀行以外の事業者との共同店舗の設置にあたっては、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点に加えて、他業禁止の趣旨等についても留意が必要であると考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
30	<p>「書面等による確認を行うなど」とあるが、書面等とは、この確認用の専用の書面である必要はないとの理解でよいか。また、電磁的方法により確認を行うことでも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>ご意見のとおりと考えられます。</p>
▼中小・地域金融機関等向けの総合的な監督指針Ⅳ-4-2		
31	<p>監督指針「Ⅳ-4-2-5-2」において、「銀行代理業者が二以上の所属銀行等から銀行代理業を受託している場合は、(中略)顧客情報を適正に管理するための方法や体制(例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する社内規則の制定及び研修等社員教育の徹底等の顧客情報管理体制)の整備が行われているかどうかについて十分に検証する」とある。</p> <p>今回明確化された共同店舗運営の留意点は、銀行代理業者が二以上の所属銀行等から銀行代理業を受託している場合も該当すること、および上記の組織・担当者の分離や設備上の情報障壁の設置等はあくまで例示であって、適切な措置を講じていれば必ずしもこれらの体制整備を行わなければならないということではないことを確認したい。</p>	<p>本改正では、複数の銀行が共同で営業所を設置する場合における留意点を示しており、その運営形態としては複数の銀行が同一の者に銀行代理業を委託する場合も考えられるところです。</p> <p>この場合、少なくとも監督指針Ⅳ-4-2-5-2が挙げる点については十分に検討の上、顧客情報を適正に管理するための方法や体制を整備する必要があります。</p>
●その他		
32	<p>今般の改正の主な目的は、金融イノベーションの促進にあると認識しており、本改正を歓迎する。</p> <p>今回の改正は、特定窓口の設置義務の廃止等、銀行窓販に関する規制の緩和につながるものも含まれており、消費者の選択の幅と利便性をさらに向上させ、金融商品へのアクセスを改善することが期待される。</p> <p>しかし一方で、担当者分離規制や融資先販売規制等、銀行窓販での保険募集における一連の弊害防止措置が依然存在します。銀行窓販における保険募集に係る一連の弊害防止措置については、平成23年7月に「特定の期間は設けず、必要が生じた場合に行う」とされて以降、これまで見直しの機会は設けられていない。</p> <p>本改正を契機として「顧客本位の業務運営」の観点に基づき、これら一連の弊害防止措置(担当者分離規制、融資先販売規制等)について改めて見直すよう要望する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>